

いわき市

<http://www.city.iwaki.fukushima.jp/bukyoku/gyoseikeieibu/13357/018641.html>

避難指示区域内存する墓石等の修理費用に対する賠償について

ツイート 0

いいね！ シエア 0

更新日 平成26年7月30日

平成26年7月23日(水)に東京電力から、避難指示区域内存する墓石等の修理費用に対する賠償の内容について、次のとおり発表がありました。

1. 対象者

福島第一原子力発電所事故発生時点において、避難指示区域内(避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域)に存在していた墓石等を所有している祭祀の主宰者である個人で、実際に墓石等の原状回復費用(修理費用)を負担された方。

* 墓石等とは、墓碑および墓碑に付随する構築物のこと。なお、墓碑に付随する構築物とは、墓誌、香炉、塔婆立、外塀等をいう。

* 祭祀の主宰者とは、墓、祭壇、位牌など民法上の「祭祀財産」を承継される方。

2. 支払い対象資産

福島第一原子力発電所事故発生時点に避難指示区域内に存在していた墓石等が対象。

3. 支払いの対象となる損害

福島第一原子力発電所事故の避難指示にともなう管理不能による墓石等の損害が対象。

4. 賠償金額

以下(1)～(3)の費用が対象となります。

(1)原状回復費用の実費

・墓地区画ごとに墓石等の原状回復費用の実費に賠償割合(20%)を乗じた金額。

・賠償限度額:30万円が上限となります。

* 1区画あたりの賠償金算定対象額の上限150万円に賠償割合(20%)を乗じた金額

(2)祭祀に係る費用

・墓地区画ごとに墓石等の原状回復の際に実施する、祭祀(開眼・閉眼供養)に係る費用として、定額2万円を1回に限り対象となる。

* 1区画あたりの開眼・閉眼供養のための費用相当額として、定額10万円に賠償割合(20%)を乗じた金額

(3)諸費用

請求に係る諸費用として、定額1万円を請求者1回に限り支払われる。なお、1万円を超えた場合については、領収書(原本)を確認したうえで、合理的な範囲で実費が支払われる。

5. 請求方法

- ・請求書類発送の受付は、以下の東京電力「福島原子力補償相談室(コールセンター)」で7月23日(水)から開始されておりますので、直接お問合せください。

※ そのほか詳細につきましては、東京電力のホームページをご覧いただくな、東京電力の相談窓口までお問合せください。

<墓石等の修理に係る賠償に関するお問い合わせ先>

福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル

電話番号:0120-926-596

受付時間:午前9時～午後9時

関連情報

[東京電力ホームページ\(個人さまに対する墓石等の修理に係る賠償のご請求手続きの開始について\)\(新しい画面で開きます\)](#)